

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第20回本部員会議

日時 令和3年1月19日(火)
午前11時30分～
場所 県庁5階 502会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 山形県新型コロナワクチン接種総合本部等の設置(案)について
- (3) その他

4 閉 会

令和 3 年 1 月 19 日

新型コロナウイルス感染症の状況について

1 感染者の発生状況（PCR 検査により陽性と判定され医師の確定診断を受けた者）

(1) 世界の状況（厚生労働省発表：1月18日0時点）〔191国・地域〕

感染者数計 94,494,216人（前日比 + 613,585人）

うち死亡者 2,022,299人（前日比 + 12,965人）

< 国別内訳（日本+感染者が多い10カ国） >

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本	328,294	4,501	ロシア	3,507,201	64,134	イタリア	2,368,733	81,800
米国	23,754,315	395,785	英国	3,367,070	88,747	スペイン	2,252,164	53,314
インド	10,557,985	152,274	フランス	2,931,686	70,093	ドイツ	2,038,645	46,464
ブラジル	8,455,059	209,296	トルコ	2,380,665	23,832	その他 ※	721	15

※ 「その他」は、国際輸送案件（うち、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の感染者712人、死亡者13人）

(2) 国内の状況（厚生労働省発表：1月18日0時時点）〔47都道府県〕

感染者数計 328,294人（前日比 +5,998人）

うち死亡者 4,501人（前日比 +55人）

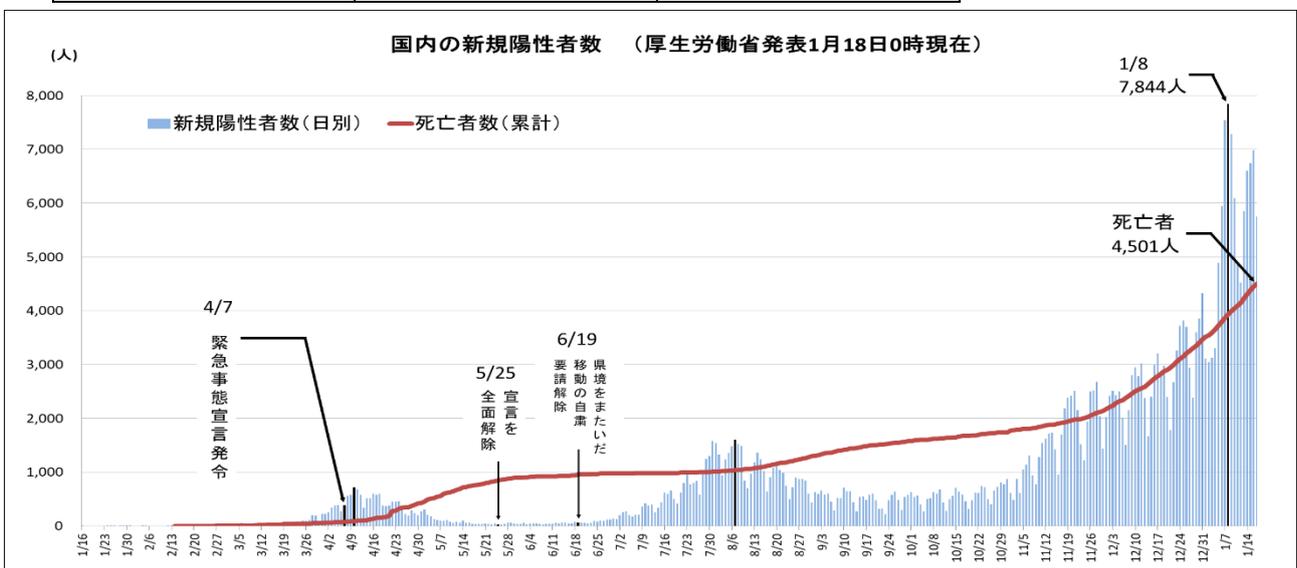
都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	15,818 (+124)	東京都	85,470 (+1,592)	滋賀県	1,747 (+19)	香川県	530 (+9)
青森県	643 (+8)	神奈川県	33,187 (+795)	京都府	6,463	愛媛県	811 (+11)
岩手県	467 (+10)	新潟県	767 (+6)	大阪府	38,095 (+464)	高知県	770 (+5)
宮城県	2,921 (+31)	富山県	796 (+13)	兵庫県	13,520 (+265)	福岡県	12,349
秋田県	208 (+12)	石川県	1,326 (+16)	奈良県	2,602 (+38)	佐賀県	765 (+14)
山形県	443 (+1)	福井県	447 (+4)	和歌山県	865 (+13)	長崎県	1,157
福島県	1,448 (+38)	山梨県	816	鳥取県	177 (+2)	熊本県	2,939 (+51)
茨城県	3,812 (+89)	長野県	1,989 (+52)	島根県	235 (+1)	大分県	926 (+10)
栃木県	3,162 (+54)	岐阜県	3,507 (+52)	岡山県	2,071 (+34)	宮崎県	1,475
群馬県	3,290 (+54)	静岡県	3,869 (+92)	広島県	4,358 (+54)	鹿児島県	1,357 (+56)
埼玉県	20,785 (+1,015)	愛知県	21,051 (+322)	山口県	833 (+17)	沖縄県	6,400 (+89)
千葉県	17,318 (+428)	三重県	1,783 (+26)	徳島県	291 (+4)	その他 ※	2,235 (+8)
						計	328,294 (+5,998)

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等（検査所職員、空港検査を含む）及び過去の感染者数の修正分。

※ 「感染者数計」は厚生労働省において再陽性例等を精査していることから、「前日比」と下欄グラフ上の「新規感染者数」の数は異なる場合がある。

(参考) 退院又は療養解除となった者の数（（）内は前日比増加人数）

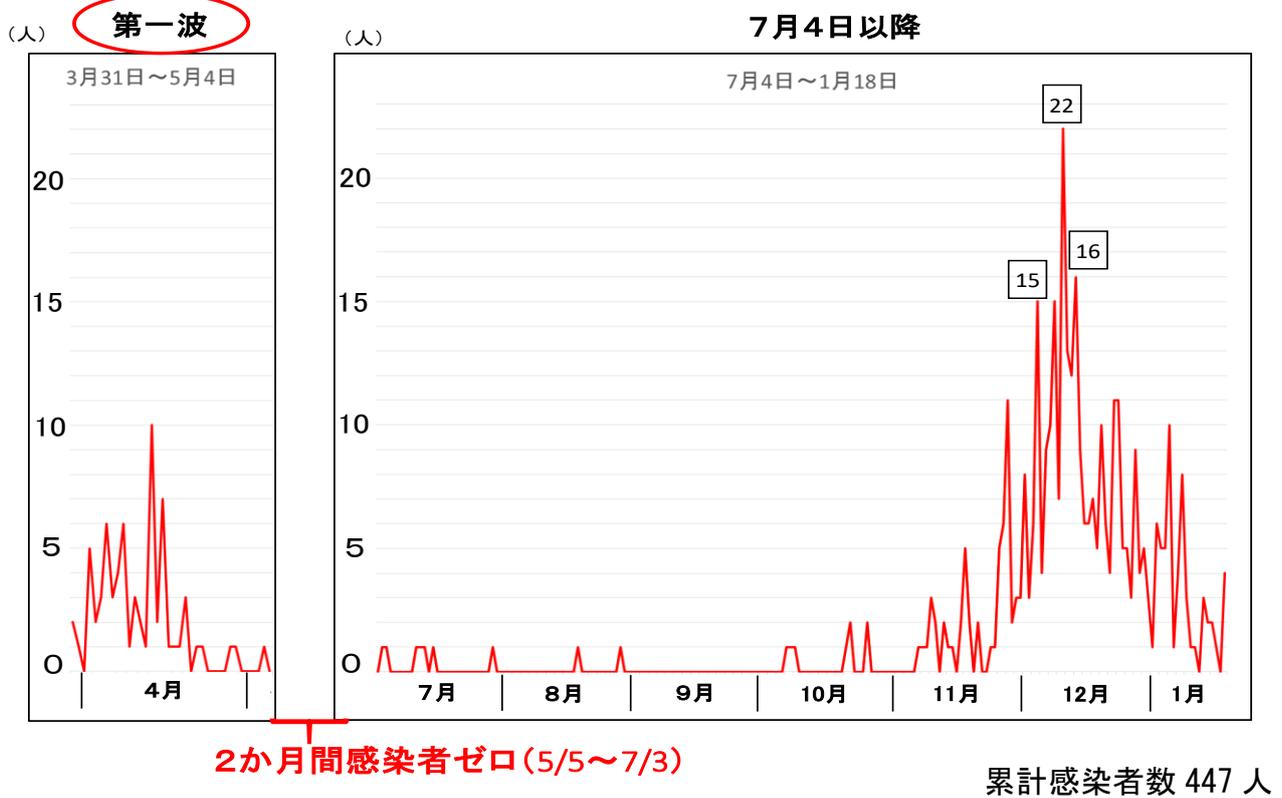
国内感染者	クルーズ船	計
252,787 (+4,299)	659 (+0)	253,446 (+4,299)



※国際輸送案件、空港検疫で確認された案件は含まない

県内における新型コロナウイルス感染症の現状

1 感染者の推移



2 病床ひっ迫の状況 (1月19日現在の入院患者数等)

(1) 入院患者数 33人

病院名	県立中央病院	山形大学附属病院	県立新庄病院	公立置賜総合病院	日本海総合病院	その他	確保病床合計
病床数 (うち重症者病床数)	45 (8)	27 (6)	7 (0)	34 (4)	41 (8)	68 (0)	222 (26)
現在の入院患者数 (うち重症者数)	13	0	1	3	3	9	29
病床占有率	28.9%	0.0%	14.3%	8.8%	7.3%	13.2%	13.1%

※確保病床以外の入院の状況：三川病院 4 人

(2) 宿泊療養者数 0人

(3) 自宅療養者数 1人

<入院者の状況>	
重症者数	0人
高齢者数	18人 (54.5%)
<死亡者累計>	
	13人

【県の注意・警戒レベルの指標】

<レベル4>

- ・感染経路不明者：2人/週以上
- ・重症入院患者数：3人以上

<レベル5>

医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断

令和 3 年 1 月 19 日
健 康 福 祉 部

新型コロナウイルスワクチン接種に係る都道府県が行う業務及び 山形県新型コロナウイルスワクチン接種総合本部の設置について

1 新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制について

ワクチンの接種は、予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村が実施する。

都道府県は、「接種施設（医療機関）の確保」や「接種対象者の特定・予定者数の把握」などを行いながら、執行計画を作成するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、市町村などと連携し接種体制を整備する。

2 都道府県が行う業務

- 迅速かつ適切に接種を行うための執行計画の作成・接種医療機関の確保（1月下旬～）
- 複数市町村をまたぐ接種の際の広域調整
- 医療従事者等の優先接種（3月上旬～）に向けた関係機関との調整
- ワクチン流通調整（地域卸販売業者の決定）
- 専門的相談体制の確保
- 接種対象者への周知啓発
- ワクチン接種事業に係る県・市町村業務に係る補助金申請（2月上旬）

<参考>

■政府が行う業務

- ワクチンの確保
- 接種順位の決定
- 健康被害救済に係る認定 など

■市町村が行う業務（3月下旬から高齢者の接種開始予定）

- 医療機関との委託契約（1月中旬～）、接種費用の支払い
- 住民への接種勧奨、個別通知（予診票、クーポン券）
- 接種手続きに関する一般的相談対応
- 健康被害救済の申請受付・給付 など

3 山形県新型コロナウイルスワクチン接種総合本部の設置（案）

上記業務を迅速かつ適切に推進するため、別紙のとおり、総合本部を設置する。

以上

新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について【全体概要】

基本的な考え方

- ・今回のワクチンの接種は、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。
なかでも、新型コロナ感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、**国が主導的役割を担う必要**がある。
- ・また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、**関係者の負担軽減を実現**する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - -75℃用を3,000台、-20℃用を7,500台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について

[新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会]

6. 接種実施の判断

[予防接種・ワクチン分科会]

7. 副反応に関する対応

[副反応検討部会]

8. 健康被害救済

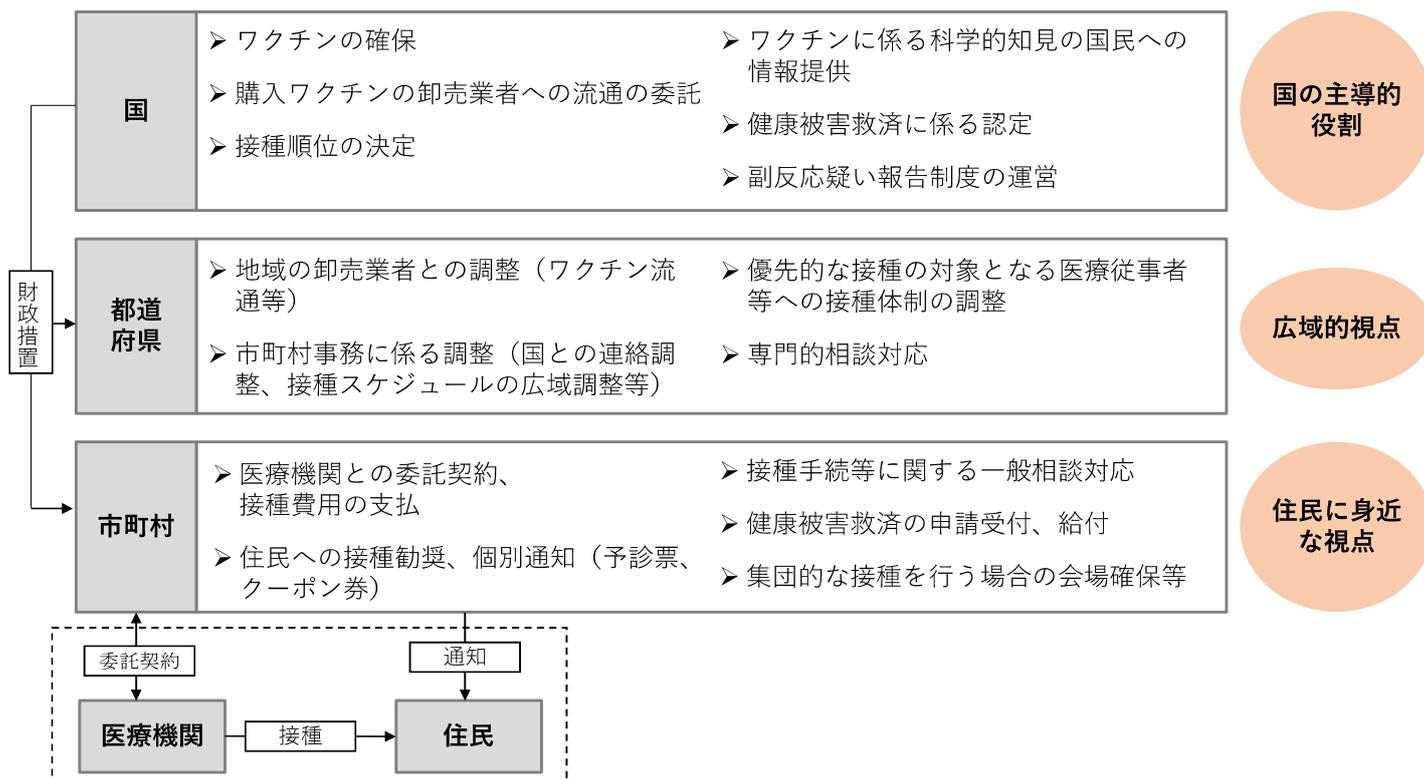
※法改正により措置済み

新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について

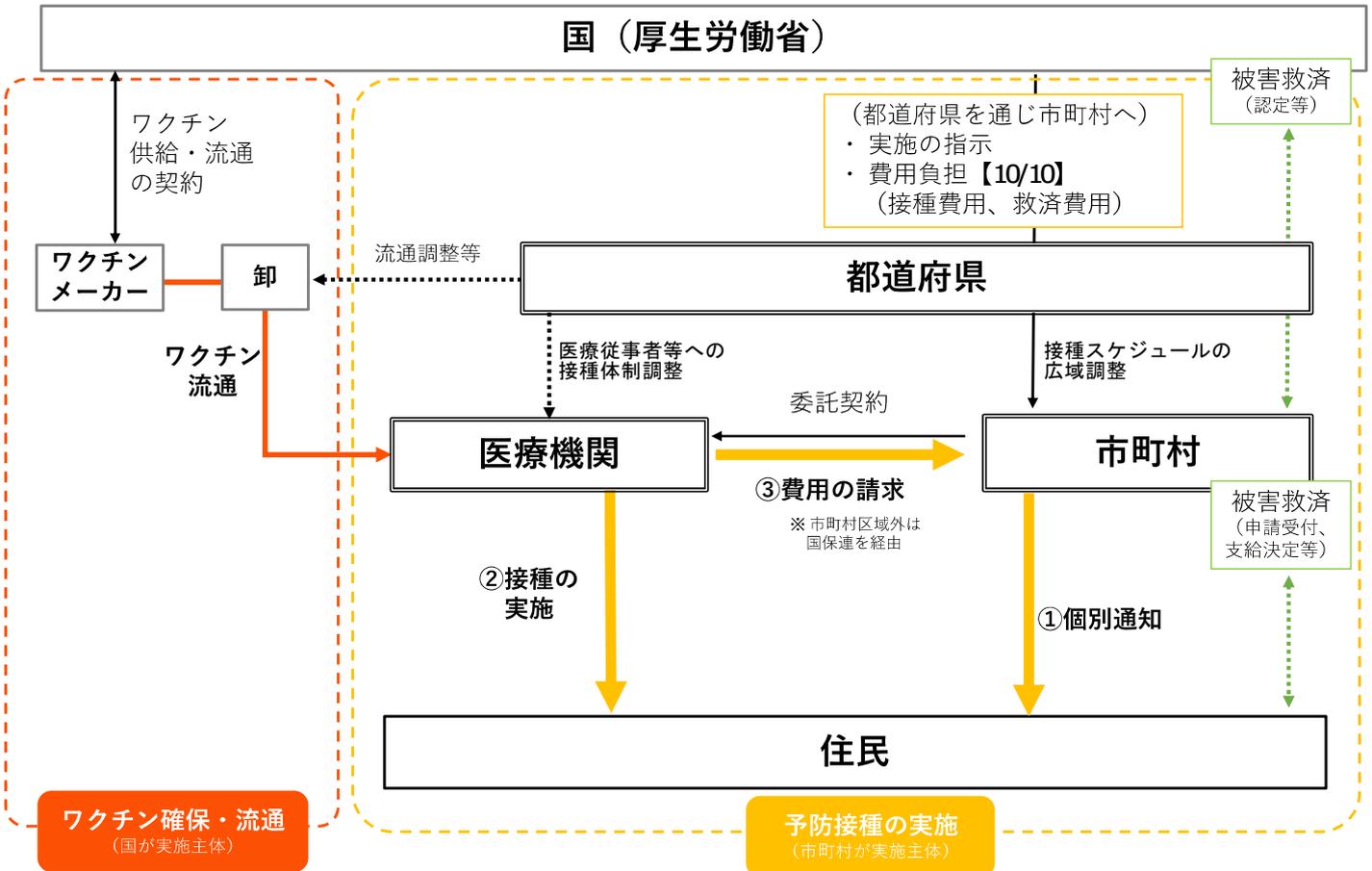
第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料（改）

- 国の主導のもと、必要な財政措置を行い、**住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整**を担うこととしたい。

(注) 下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



事業イメージ



接種順位の考え方（案）

第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会

資料 4-1

2020(令和2)年12月11日

1 接種順位の大きなイメージ

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種をできるようにする。

想定される接種順位のイメージ

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

3月上旬～ 医療従事者等への接種

高齢者へのクーポン配布

3月下旬～ 高齢者への接種

それ以外の者へのクーポン配布

基礎疾患を有する者（高齢者以外）への接種

高齢者施設等の従事者への接種

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

